

君津市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～(11) 省略</p> <p>(12) 水道法施行規則第14条第3号の<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～(11) 省略</p> <p>(12) 水道法施行規則第14条第3号の<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>